

～人事委員会勧告 (関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく令和8年の給与改定
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員〔行政職〕のモデル給与例
- 7 人事委員会勧告の実施状況

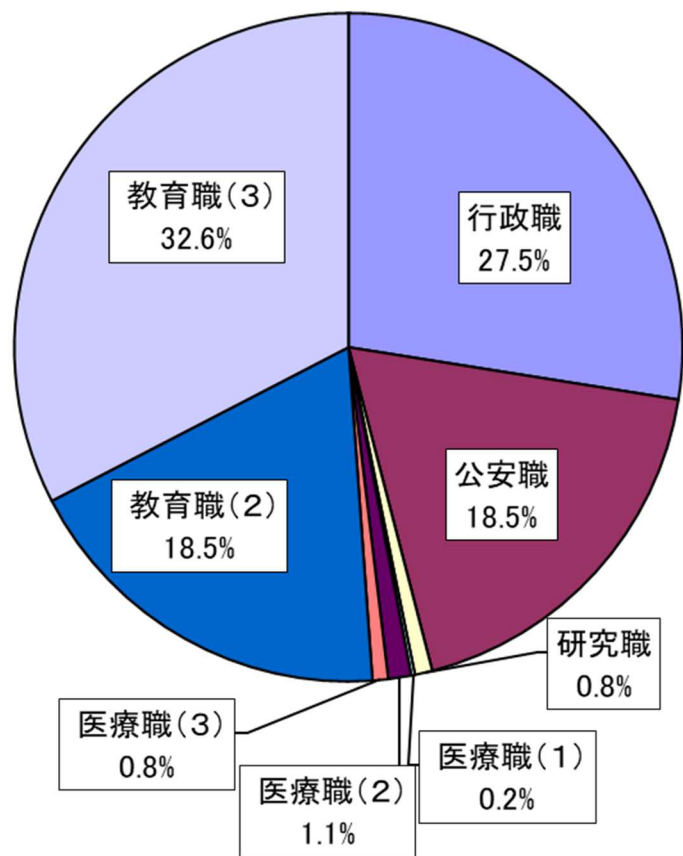
令和8年10月
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は、以下のとおりです。

- ・職員数は、16,481人であり、昨年より101人の減(行政職については、4,533人で昨年より38人の増)
- ・職員の平均年齢は42歳2月であり、昨年より1月若年化(行政職については、41歳6月で昨年より4月若年化)

＜令和8年4月 職員構成比＞



(令和8年4月1日現在)

項目 給料表	職 員 数			平 均 年 齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,533人	4,495人	+38人	41歳6月	41歳10月	▲4月
公安職	3,042人	3,037人	+5人	38歳7月	38歳5月	+2月
研究職	140人	148人	▲8人	40歳5月	39歳5月	+12月
医療職(1)	30人	31人	▲1人	50歳4月	48歳6月	+10月
医療職(2)	182人	191人	▲9人	42歳1月	41歳11月	+2月
医療職(3)	125人	125人	+人	38歳8月	38歳10月	▲2月
教育職(2)	3,056人	3,046人	+10人	45歳4月	45歳5月	▲1月
教育職(3)	5,373人	5,509人	▲136人	42歳11月	43歳2月	▲3月
合計	16,481人	16,582人	▲101人	42歳2月	42歳3月	▲1月

※ 職員数、平均年齢等は、「令和8年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員、定年再任用短時間勤務職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

民間給与の調査（全国共通、人事院との共同調査）

企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上

・母集団582事業所から無作為抽出した県内160事業所が対象

・うち、133事業所からの回答を得た（調査完了率83.1%）

調査期間 4月22日～6月16日

職員給与の調査

（全職員）

給与改定等の状況

昨年8月から本年7月までの
特別給の支給状況

職員の期末手当・勤勉手当の年
間支給月数と比較

【民間給与】
事務・技術関係従業員の4月分支給額

精密比較

【職員給与】
行政職の職員の4月分支給額

ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢
を同じくする者同士の給与を比較し、「公民較差」を算出

地方公務員法に定める情勢適応の原則・均衡の原則に
基づき給料表・諸手当の改定内容を決定

人事院の給与勧告
（国家公務員の給与）

他の地方公共団体の給与

人事委員会報告・勧告

知事

（勧告の取扱決定）

県議会

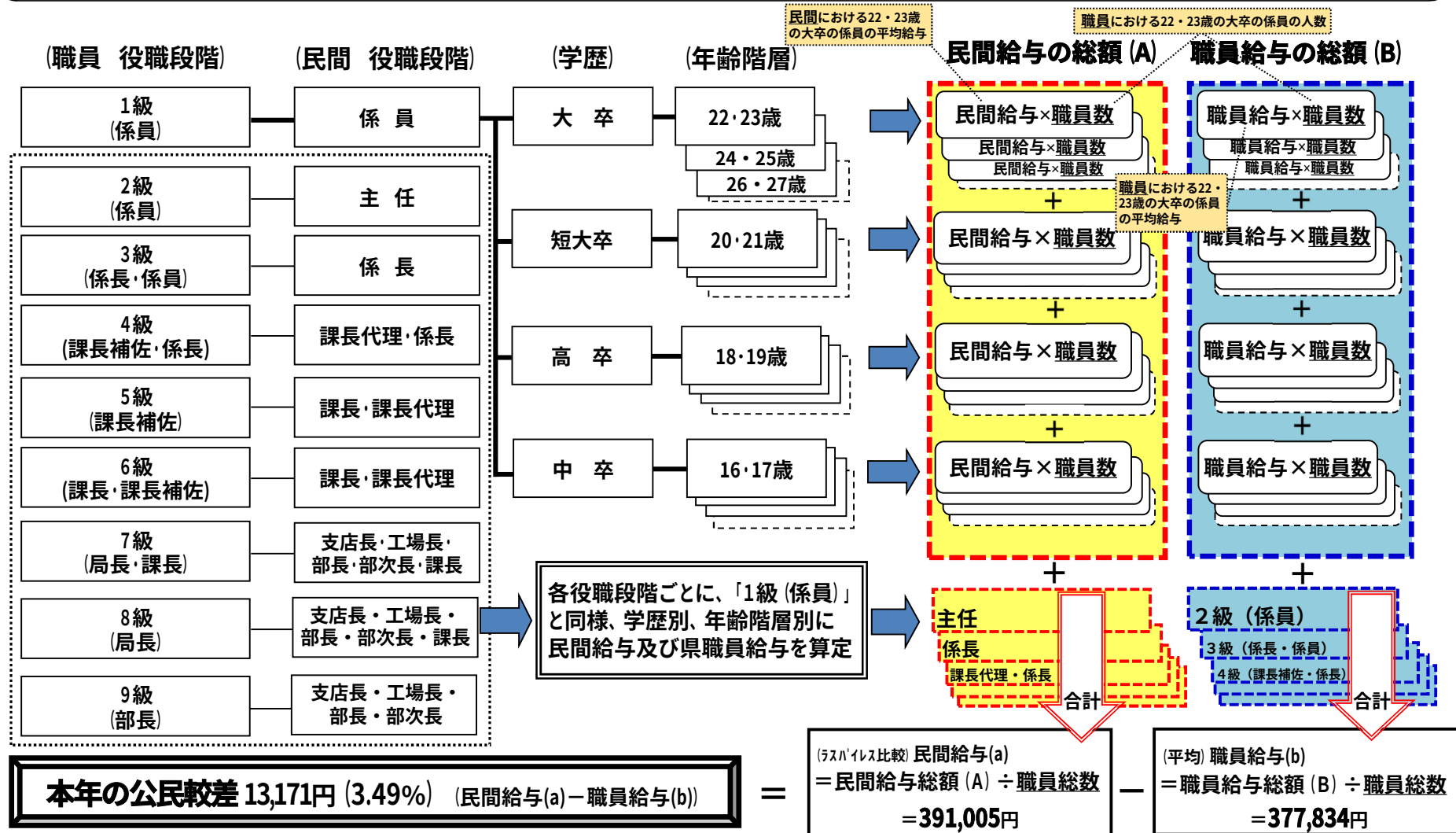
（給与条例の改正）

改正給与条例の提出

3 民間給与との比較方法 (ラスパイレス比較)

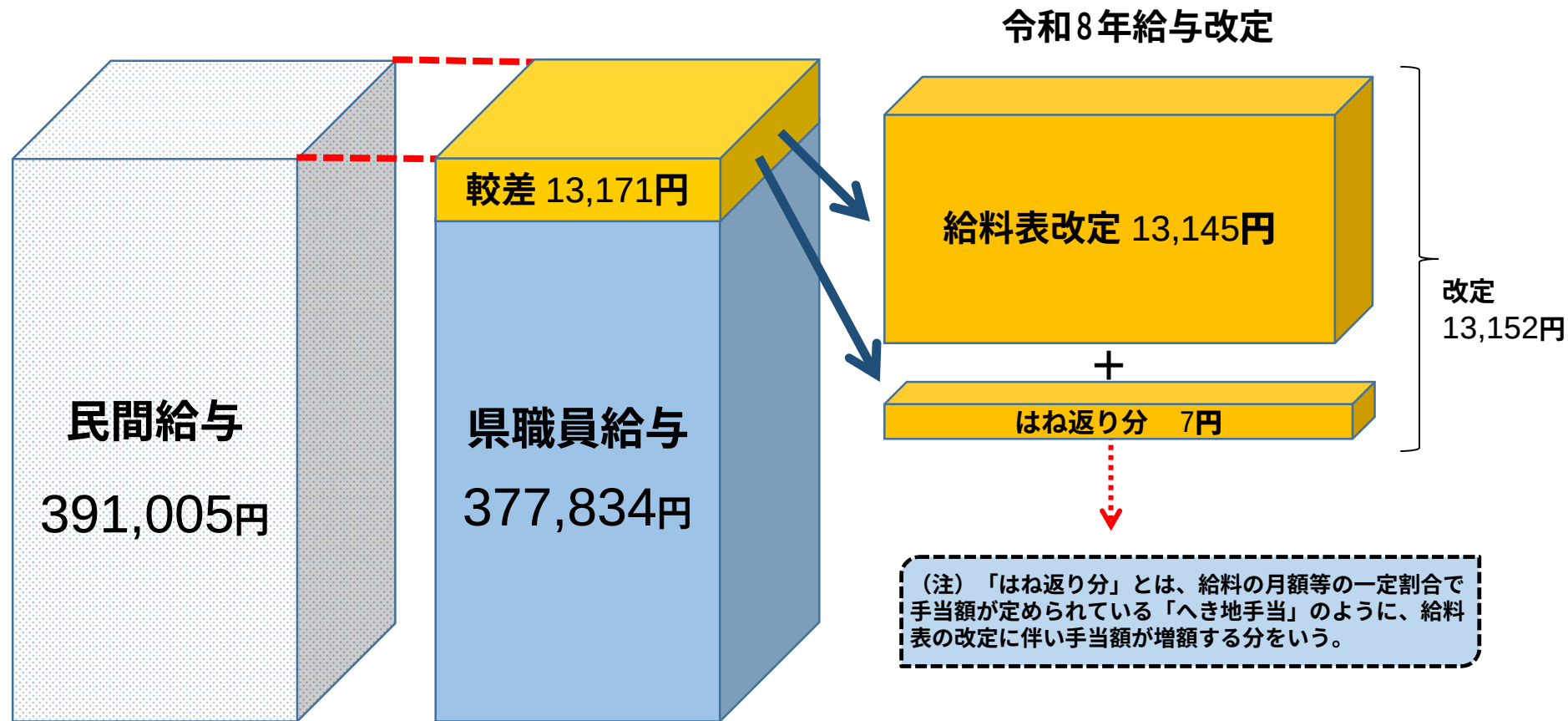
月例給の民間給与との比較 (ラスパイレス比較) においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額 (A) が、現に支払っている支給総額 (B) に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに (本県の行政職) 職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



4 民間給与との較差に基づく令和8年の給与改定

本年の民間給与との較差 13,171円（3.49%）を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表の各号給に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定。



5 本年の勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- 民間給与と職員給与の較差13,171円（3.49%）を解消するため、給料表を改定
- 職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.05月分引上げ

1 給料表

- (1) 行政職給料表について、人事院勧告に準じた給料表の各号給に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定
- (2) 他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定

2 初任給調整手当

国家公務員の見直し内容や給料表改定を勘案し、支給月額の限度額を引上げ

医師：417,600円 → 418,600円

獣医師：60,000円 → 62,000円

3 宿日直手当

国家公務員の見直し内容に準じ、勤務1回に係る支給限度額を引上げ

4 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引上げ

年間4.65月分 → 4.70月分（引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分）

5 週休日の振替等の見直し

週休日の振替・休日勤務の代休日等の指定について、国に準じ、所要の措置を講ずる

【実施時期】

1～3：令和8年4月1日から実施

4：令和8年12月期の特別給の支給月数の改定については令和8年12月1日から、令和9年度以降の特別給の支給月数の改定については令和9年4月1日から実施

5：令和9年4月1日以降できるだけ速やかに実施

6 県職員 [行政職] のモデル給与例 (令和8年給与改定分)

役職段階	年齢	勸 告 前		勸 告 後		年間給与 額の差	備 考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係 員	18歳	207,900 円	3,123,000 円	218,500 円	3,293,000 円	170,000 円	新規高卒 採用者
	22歳	239,000 円	3,590,000 円	249,800 円	3,765,000 円	175,000 円	新規大卒 採用者
	25歳	247,600 円	4,123,000 円	258,400 円	4,315,000 円	192,000 円	
	30歳	271,600 円	4,522,000 円	282,600 円	4,719,000 円	197,000 円	
係 長 級	35歳	303,400 円	5,122,000 円	315,500 円	5,343,000 円	221,000 円	
	40歳	345,700 円	5,917,000 円	359,200 円	6,167,000 円	250,000 円	
課長補佐級	45歳	387,700 円	6,635,000 円	401,800 円	6,899,000 円	264,000 円	
課 長 級	50歳	489,000 円	8,125,000 円	503,300 円	8,398,000 円	273,000 円	
局 長 級	55歳	547,100 円	9,337,000 円	563,200 円	9,659,000 円	322,000 円	
部 長 級	58歳	678,200 円	11,833,000 円	697,500 円	12,235,000 円	402,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

7 人事委員会勧告の実施状況

○月例給、期末手当及び勤勉手当ともに5年連続の引上げ

内容等 勧告年	月例給		期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
	公民較差額・率	改定額・率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成28年 (2016年)	—	勧告なし(注)	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	1,203円 (0.33%)	1,166円 (0.32%)	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	704円 (0.19%)	687円 (0.19%)	4.45月	0.05月	2.9万円	0.5%
令和元年 (2019年)	406円 (0.11%)	375円 (0.10%)	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年 (2020年)	▲76円 (▲0.02%)	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
令和3年 (2021年)	▲33円 (▲0.01%)	勧告なし	4.30月	▲0.15月	▲5.6万円	▲0.9%
令和4年 (2022年)	818円 (0.23%)	777円 (0.22%)	4.40月	0.10月	5.0万円	0.80%
令和5年 (2023年)	3,162円 (0.88%)	3,068円 (0.85%)	4.50月	0.10月	8.9万円	1.50%
令和6年 (2024年)	9,567円 (2.66%)	9,493円 (2.64%)	4.60月	0.10月	19.8万円	3.3%
令和7年 (2025年)	13,048円 (3.55%)	13,046円 (3.55%)	4.65月	0.05月	24.2万円	3.9%
令和8年 (2026年)	13,171円 (3.49%)	13,152円 (3.48%)	4.70月	0.05月	24.5万円	3.9%

(注) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり